第百五十三条第一項中「利用者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあっては」を「次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては」に改め、同項に次の各号を加える。

一　居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二　居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ　当該ユニット型指定介護予防短期入所者生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第百五十九条において準用する第百四十二条において準用する第百四条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ　第百五十九条において準用する第百十二条において準用する第百四条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第五条に規定された特例に関する措置の適用を受けている同令別表第二の上欄に掲げる事業所又は施設については、同条及び同表の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

○厚生労働省令第五十四号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項、第二十七条の二第一項、第二十八条第二項から第四項まで、第三十条第三項第二号から第五項まで、第三十条の二第二項、第四十五条第二号及び第三号並びに第五十一条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の四第二項中「第二十九条から」を「第二十一条第三項及び第二十九条から」に改め、「場合において」の下に「、第二十一条第三項中「普通課程の普通職業訓練又は専門課程、専門短期課程若しくは応用短期課程」とあるのは「特定専門課程」と」を加える。

第三十八条第四項の表コンピュータ制御科の項の次に次のように加える。

電気工事科	電気工事科

第四十五条の二第二項第二号中「専門課程」の下に「又は特定専門課程」を加え、同条第三項第一号中「応用課程」の下に「又は特定応用課程」を加える。

第四十六条の表免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者の項中「応用課程」の下に「又は特定応用課程」を加え、同表免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者の項中「専門課程」の下に「又は特定専門課程」を加える。

第四十八条の三第一号中「応用課程」の下に「又は特定応用課程」を加え、同条第二号中「専門課程」の下に「又は特定専門課程」を加える。

第六十四条の二第二項第一号の次に次の二号を加える。

一の二　検定職種に関し、特定応用課程の高度職業訓練を修了した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの

一の三　検定職種に関し、特定専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後三年（二級の技能検定に合格した者にあっては当該技能検定に合格した後一年、三級の技能検定に合格した者にあっては当該技能検定に合格した後二年）以上の実務の経験を有するもの

第六十四条の三第三項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　検定職種に関し、特定応用課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者

第六十四条の四第三項第三号の次に次の二号を加える。

三の二　検定職種に関し、特定応用課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者

三の三　検定職種に関し、特定応用課程又は特定専門課程の高度職業訓練を受けている者

第六十四条の五第三項第三号の次に次の二号を加える。

三の二　検定職種に関し、特定応用課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者

三の三　検定職種に関し、特定応用課程又は特定専門課程の高度職業訓練を受けている者

第六十四条の六第三項中第一号を第一号の二とし、同項第一号として次の一号を加える。

一　検定職種に関し、特定応用課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者

第六十五条第一項の表、第二項の表及び第七項の表中「応用課程」の下に「又は特定応用課程及び特定専門課程」を加える。

第六十五条の二第三項第二号中「応用課程」の下に「、特定応用課程及び特定専門課程」を加える。

附則第九条第一項第二号の二中「応用課程」の下に「又は特定応用課程及び特定専門課程」を加える。

別表第二の三の部溶接科の項中「二〇〇」を「二二〇」に改め、同部構造物鉄工科の項中「一五〇」を「一六〇」に、「二〇〇」を「二二〇」に改め、同表の五の部機械加工科の項中「研削加工並びに」の下に「手仕上げ、」を加え、「③　NC工作概論」を「③　NC加工概論」に、「②①　測定及びけがき実習　②①　NC工作実習」を「②①　測定実習　②①　NC加工実習」に改め、同部精密加工科の項中「②①　測定及びけがき実習　②①　NC工作実習」を「②①　測定実習　②①　NC加工実習」に改め、同部機械技術科の項中「②　NC工作実習」を「②　NC加工実習」に改め、同表の六の部電子機器科の項中「組立て、修理及び調整」を「組立て及び修理・調整並びに電子回路の設計」に、「②　分解及び組立実習　③　修理及び調整実習」を「②　組立て及び調整実習　③　設計実習」に改め、同部電気機器科の項中「組立て、修理及び調整における知識並びに技能」を「組立て及び修理・調整並びに制御回路の設計・組立て及び保守における技能並びにこれに関する知識」に、「適切に運転させるための知識及び技能」を「適切に運転させるための技能並びにこれに関する知識」に、「②　分解及び組立実習　③　電気機器制御実習」を「②　組立て及び調整実習　③　制御実習」に改め、同部コンピュータ制御科の項中「工作機械等の電気制御回路」を「工業製品等の制御回路」に、「調整」を「設計・製作」に、「③　インターフェース概論　④③　システム設計概論　⑤④③　プログラム論」を「③　システムプログラム　④③　ネットワーク　⑤④　計概論　論　概論」に、「③　コンピュータ制御システム設計実習」を「③　コンピュータ制御システム設計実習　④③　ネットワーク基本実習」に、「一五〇」を「一八〇」に、「一九〇」を「二二〇」に改め、同表の九の部自動車整備科及び自動車体整備科の項中「製造」を削り、同表の二十六の部靴製造科の項中「各種革の」を「皮革製品のデザイン」に、「紳士靴及び婦人靴の製作に必要な企画及びデザイン並びに靴の製作」を「靴製品の企画、